

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2020年10月の相談状況

「自分の権利を守るのは、しっかりとした知識と労働組合」

1. 2020年10月の相談状況

(1) 相談件数について

〔相談者数の推移 対前月比及び前年同月比〕

年月	項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2020年10月		84人	123件	1.46件
2020年9月		80人	127件	1.59件
2019年10月		95人	144件	1.52件

資料-1 「2020年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

資料-2 「2020年10月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-3 「2020年10月 相談件数 (雇用形態別)」

相談者数は84人、相談件数は123件、一人当たり相談件数は1.46件となっています。前月対比では、+4名・-4件です。前年同月との対比では-11人・-21件となりました。前月対比ではほぼ同数ですが、前年対比で二桁の減少となっています。

(2) 雇用形態別 相談者数・相談件数・一人当たりの相談件数

〔雇用形態別 相談者数(人)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	34	9	0	7	1	0	3	0	54
女	17	5	6	2	0	0	0	0	30
計	51	14	6	9	1	0	3	0	84

〔雇用形態別 相談件数(件)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	46	13	0	12	1	0	4	0	76
女	27	8	10	2	0	0	0	0	47
計	73	21	10	14	1	0	4	0	123

資料-2 「2020年10月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-3 「2020年10月 相談件数 (雇用形態別)」

相談者84名のうち男性は54名、女性は30名です。雇用形態では所謂正

規雇用者数は54名で、非正規雇用者数は30名となっています。また、相談件数においては、合計123件で男性76件、女性47件となりました。雇用形態別で見ると、所謂正規雇用者数は54名・73件で非正規雇用者数は30名・50件となっており、正規・非正規の比率で見た場合、正規雇用者からの相談件数が増加傾向にあります。

(3) 業種別・雇用形態別 相談者数について

〔業種別及び雇用形態の相談者の分布〕

業種	雇用形態								人数	件数	一人/ 件数
	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他			
A 農林水産業											
B 鉱業・採石業											
C 建設・設計・重機業	4								4	9	2.25
D 食品製造業	1		2						3	6	2.00
E その他製造業											
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT業	2	1							3	4	1.33
H 交通業	2	1							3	4	1.33
I 陸運・倉庫業	7	2		1					10	12	1.20
J 卸・小売・飲食店	9	5		6	1				21	32	1.52
K 商品斡旋・リース業	1								1	1	1.00
L 金融・保険業											
M 不動産業											
N 医療・保健・医療品業			1						1	1	1.00
O 社会福祉・介護業	6	2	2	1					11	15	1.36
P ビル管理・警備業	3								3	4	1.33
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業	2	1							3	4	1.33
S 会計・行政・法律事務所	1								1	2	2.00
T 宿泊・娯楽業	6								6	8	1.33
U 複合サービス業	1								1	2	2.00
V その他サービス業	5	2	1	1			3		12	18	1.50
W 廃棄物処理業	1								1	1	1.00
X 公務・公共サービス											
Y 分類不能・その他											
合計	51	14	6	9	1		3		84	123	1.46

資料－4 「2020年 業種別 相談者数 月別集計」

資料－5 「2020年10月 相談件数(業種別)」

業種別相談者数及び相談件数は、「その他サービス業」「社会福祉・介護業」「卸・小売・飲食店」「その他サービス業」の4業種において2桁の相談者数及び件数を数えています。コロナの影響を受けやすい業種に相談が拡散していることが顕著に出ています。

(4) 相談内容について

〔相談内容と雇用形態の分布〕

	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	1		1														2	
契約	9	7	6	1		1	2		1								18	9
賃金	16	2	2			2	2	1									20	5
時間	7	4	2	1			4	1									13	6
雇用	6	4	1	1		1	2						3				12	6
退職	3	3				3							1				4	6
保険	3	1		1		2	1										4	4
安全	1	3	1	2			1										3	5
差別		2		1														3
その他		1		1		1												3
合計	46	27	13	8		10	12	2	1				4				76	47

資料－3 「2020年10月 相談件数（雇用形態別）」

資料－6 「2020年 月別集計 相談件数（相談項目別）」

寄せられた相談内容を見てみると

「労働契約関係」	27件（就業規則・雇用契約18件、その他9件）
「賃金関係」	25件（不払残業・割増賃金11件、一時金・諸手当5件、賃金支払・控除5件、最低賃金3件、その他1件）
「労働時間関係」	19件（年次有給休暇11件、長時間労働3件、休日・休息3件、その他2件）
「雇用関係」	18件（解雇・退職強要・契約打ち切り15件、解雇予告手当1件、休業補償1件、その他1件）
「退職関係」	10件（退職金・退職手続き9件、その他1件）
「保険・税」	8件（雇用・労災7件、その他1件）
「労働安全衛生」	8件（労働災害5件、その他2件、安全衛生1件）
「差別等」	3件（嫌がらせ・パワハラ3件）
「その他」	3件（経営問題・労務管理3件）
「労働組合関係」	2件（労使関係1件、不当労働行為1件）
相談件数合計	123件

「労働契約関係」「賃金関係」「労働時間関係」「雇用関係」の4項目の相談が全体の72%に達しており、コロナが影響した契約更新拒否・解雇や雇止めといった相談も増えています。

相談者の雇用形態においては、男性女性ともに正社員からの相談が多く、パートは女性、アルバイトは男性といった偏りが出ています。

(5) 相談における違法状況について

〔項目別違法件数の分布〕

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	16件	64.0%	25件
労働時間関係	13件	68.4%	19件
雇用関係	12件	66.7%	18件
労働契約関係	9件	33.3%	27件
差別等	3件	100.0%	3件
退職関係	2件	20.0%	10件
労働安全衛生	2件	25.0%	8件
保険・税	1件	12.5%	8件
労働組合関係	1件	50.0%	2件
その他	0件	0.0%	3件
総数	59件	48.0%	123件

資料-3 「2020年10月 相談件数（雇用形態別）」

資料-7 「2020年 月別集計 違法件数（相談項目別）」

84名から寄せられた123件の相談件数のなかで、違法と判断される件数は59件です。そして違法率は、48.0%という状況です。相談項目では「賃金関係」「労働時間関係」「雇用関係」の項目で全体の69.5%を占めており、相変わらず高い水準となっています。

2. 2020年10月の雇用情勢

2020年10月は、前月と比較して相談者数、相談件数ともに大きな変動はない状況です。前年同月と比較すると人数・件数ともに2桁の減少が生じていますが、月ごとの増減の範疇であると思われます。よって、当月の件数減少により雇用情勢が改善されたということではないと判断されます。

本来10月1日に改定される最低賃金は、コロナ禍による経営状況の悪化などを理由に引き上げが凍結され2019年10月3日発効の861円が引き続き適用されています。毎年10月期には、最低賃金改定に伴う相談・問い合わせが増加傾向を示しますが、据え置きとなった本年度は最賃改定の相談はありませんでした。

そうした中、最低賃金についての相談は3件ありましたが、その内容は、「月額給与に対して労働時間が長い実態があり、割り返すと最低賃金を下回るケース」と「賃金制度自体に不備（意識的な操作により違法状態となっている）が最賃割れを起こすケース」でした。単純な最低賃金違反ではなく、作為的に脱法行為を犯す確信犯と言わなければならない事案です。

コロナの影響により、雇用情勢は確実に悪化しています。

この情勢を受け、10月4日、厚生労働省は、10月30日現在において、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇止めは全国で69,130人、業種では、製造業、飲食業、小売業の順に多く3業種の合計は全体の半数を占めていると発表しました。また、北海道では、2,502人とされています。

さっぽろ労働相談センターに寄せられる相談で、コロナが影響した相談件数は、123件中17件（10月）であり、全体の14%ほどになっています。

コロナの猛威は行き先が見えない状況にあり、今後の推移によっては、雇用情勢の更なる悪化が懸念されます。

相談内容の全般で見られる傾向としては、職場に労働組合があれば、なんなく解決できる事案が散見されます。

働く者の権利を守るためには、労働組合が必要であるということを再認識しなければいけません。社外の個人でも加盟できる労働組合（札幌パートユニオンなど）に加入し交渉を行うのも一つの方策ですが、今の状況こそ、職場に労働組合を作るチャンスでもあります。そのことを強く意識し、職場の仲間づくりをしようではありませんか。そこから明るい未来が切り開ける可能性は十分にあります。

更に、働く者の自己防衛策として、しっかりとした知識は必要です。労働組合の結成が無理な場合でも、例えば、労働者の最低限の権利を規定した労働基準法、また、いまの状況で言うとコロナ休業に対する特別救済措置や給付金など、法律や社会保障制度を理解し活用することは十分に可能です。残念なことに、その仕組みを知らずに自らの権利が侵害されている事案が少なくありません。

使える法律や制度はあります。おかしいな！？と思ったら、まずは、最寄りの労働組合や弁護士、場合によっては労働局などの行政機関に相談しながら、自分の権利が侵害されていないかしっかりと確認する必要があります。

あきらめからは何も生まれません。まずは相談を！